**One MIZUHO** 

## みずほ中国政策ブリーフィング

2018年12月21日

# 大中小企業の連携・融合的な発展の促進に 関する三年行動計画

アジア調査部中国室研究員

#### 劉家敏

03-3591-1384

jiamin.liu@mizuho-ri.co.jp

### 【要点】

- 中国工業情報化部・国家発展改革委員会・財政部・国務院国有資産監督管理委員会は、2018年11 月28日に「大中小企業の連携・融合的な発展の促進に関する三年行動計画」(中国語名「促进大中小企业融通发展三年行动计划」、以下「三年行動計画」)を発表した。
- 2018年9月26日発表の「質の高い革新・創業の推進と『双創』のアップグレード版の構築に関する意見」では、「大中小企業のバリュー・チェーンの更なる融合」が目標の1つと設定されている。大中小企業の連携・融合的な発展を、大企業の革新力強化と中小企業の専門性向上を推進する上での重要な手段として、進めていくために発表されたのが、この「三年行動計画」である。
- 「三年行動計画」では、5大行動(計14措置)が示された。具体的には、(1)連携・融合的な発展方式の探求・普及(①サプライチェーンの協働に基づく連携・融合的な発展方式の深化、②革新能力の共有に基づく連携・融合的な発展方式の推進、③データ駆動の連携・融合的な発展方式の普及、④産業エコシステムに基づく連携・融合的な発展方式の形成促進)、(2)大企業のけん引力強化(⑤生産要素の共有推進、⑥革新的な資源の開放促進、⑦資金・人材面での支援提供)、(3)中小企業の専門性向上(⑧「専・精・特・新」を強みとした中小企業(「小巨人」企業)の育成、⑨「インターネット+小規模零細企業」計画の実施)、(4)連携・融合的な発展を促すプラットフォームの構築(⑩特色あるプラットフォームの整備、⑪プラットフォームの支援力強化)、(5)連携・融合的な発展を促す環境の最適化(⑫ネットワークのインフラ整備、⑬知的財産権管理サービス体系の構築・最適化、⑭対外協力の深化)、である。
- 「三年行動計画」では、上述の5大行動を推進するための保障措置も示された。それは、①組織的な保障の強化(関係官庁間の協力メカニズムの構築、重大な問題・政策・プロジェクトの協調的解決・実施・推進等)、②公平な市場環境の形成促進(政府の役割転換の加速、大中小企業の平等な市場地位の確保等)、③財政支援の強化(財政資金のけん引力強化等)、④金融支援の強化(金融機関の資金供給の拡大等)、⑤宣伝・推進の強化(企業間の交流強化等)、である。





## 【構成(概要)】

「大中小企業の連携・融合的な発展の促進に関する三年行動計画」 (工信部聯企業[2018]248号)

成立日:2018年11月21日、発表日:2018年11月28日

- 1.全体方針:大企業と中小企業との協同的な革新・資源の共有・融合的発展が実現できる産業エコシステムを形成させることを目標とし、連携・融合的な発展方式の探求・普及に力を入れ、大企業のけん引力強化と中小企業の専門性向上を通じて、経済成長の新たなエンジンの育成、製造業の革新支援の強化等により、実体経済の発展を推し進めていく。
- 2. 主要行動:(1)連携・融合的な発展方式の探求・普及(①サプライチェーンの協働に基づく連携・ 融合的な発展方式の深化〔新たな産業組織方式の構築によるサプライチェーンの効率性向上等〕、 ②革新能力の共有に基づく連携・融合的な発展方式の推進「革新をけん引するプラットフォーム の形成促進等〕、③データ駆動の連携・融合的な発展方式の普及〔中小企業のデジタル化の推進 等〕、④産業エコシステムに基づく連携・融合的な発展方式の形成促進〔地域の産・学・研連携 の革新ネットワークの構築等])、(2)大企業のけん引力強化(⑤生産要素の共有推進[大企業 の遊休資源と中小企業の遊休生産能力の効果的な接続の推進等]、⑥革新的な資源の開放促進[大 企業による研究機関と連携した協働的な公共サービスプラットフォームの構築奨励〕、⑦資金・ 人材面での支援提供〔サプライチェーン関連金融の奨励、ワークステーションを通じた人材育成 の推進等])、(3)中小企業の専門性向上(®「専・精・特・新」を強みとした中小企業(「小 巨人」企業)の育成〔専門性を求めた分業・サービスのアウトソーシング・受注生産等の方式に よる大企業との安定的な連携関係の構築奨励等]、⑨「インターネット+小規模零細企業」計画 の実施「中小企業の情報化推進プロジェクトの実施等」)、(4)連携・融合的な発展を促すプラ ットフォームの構築(⑩特色あるプラットフォームの整備、⑪プラットフォームの支援力強化)、 (5)連携・融合的な発展を促す環境の最適化(⑫ネットワークのインフラ整備、⑬知的財産権管 理サービス体系の構築・最適化、⑭対外協力の深化〔中小企業の「一帯一路」参加の奨励等〕)。
- 3. 保障措置:①組織的な保障の強化(関係官庁間の協力メカニズムの構築、重大な問題・政策・プロジェクトの協調的解決・実施・推進等)、②公平な市場環境の形成促進(政府の役割転換の加速、大中小企業の平等な市場地位の確保等)、③財政支援の強化(財政資金のけん引力強化等)、④金融支援の強化(金融機関の資金供給の拡大等)、⑤宣伝・推進の強化(企業間の交流強化等)。
- \*中国語全文は、<a href="http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1652858/n1652930/n3757016/c6514036/content.html">http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1652858/n1652930/n3757016/c6514036/content.html</a> から入手可能(2018年12月21日アクセス)

E 1

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。